

2019年9月議会 一般質問

2019年9月定例市議会的一般質問で、
村井あけみ市議が行った第一質問と答弁をご報告します。

村井あけみ市議

9月11日
午後1時～



1 市長の政治姿勢について -----	2
①参議院議員選挙結果と投票率向上策及び 在宅投票制度の拡充について ----	2
②福山市公共施設等サービス再構築基本方針について -	7
2 医療費助成制度等について -----	13
①子ども医療費助成制度の拡充について -----	13
②妊産婦医療費助成制度の創設について -----	16
③産後ケア事業の拡充について -----	17
3 動物愛護行政について -----	19
4 福山駅周辺の開発について -----	23
5 商工行政について -----	28
①リム・ふくやまの今後のあり方について -----	28
6 農林水産行政について -----	32
①農薬問題と学校給食への安心な食材提供について --	32
7 教育行政について -----	37
①通級指導教室利用について -----	37

1、市長の政治姿勢について

①参議院議員選挙の結果と、投票率の向上策、及び在宅投票制度の拡充について

村井あけみ市議：本年7月11日投票で、参議院選挙が行われました。

安倍首相は、2020年に憲法を変えることを明らかにして、参議院選挙に臨みましたが、自民党は1人区で9議席を後退させ、参議院での単独過半数を割りました。

選挙結果で最も重要なことは、自民、公明、維新などの改憲勢力が、改憲発議に必要な3分の2を割り、国民は期限を切った性急な改憲は許さないとの民意を示したことであります。

安倍首相は、この結果を受けてもなお、選挙勝利と強弁し、自身の総裁任期中に改憲を実現するとしています。

民意を踏みにじることは許されません。

市長は、選挙結果をどのように受け止められたのか、お示しく下さい。また、憲法9条を守ることを政府に強く求めて下さい。

以上についてのご所見をお示しく下さい。

市長答弁：村井議員の御質問にお答えいたします。

始めに、参議院議員選挙結果の受け止めについて
であります。

今回の選挙は、年金、消費税、改憲、雇用・経済
政策など、多様な争点の中での選挙でありました。

当選された議員の方々には国民の声にしっかりと
耳を傾け、国政に邁進していただきたいと思って
います。

次に、憲法第9条についてであります。我が国の
今日の平和と繁栄には憲法第9条が大きな役割を果
たしてきたものと考えております。

国においては、今後とも平和の精神を尊重し、国
民の生命と安全を基底とした議論がなされるよう
願うものであります。

村井あけみ市議：今回の参議院選挙で、注目すべきもう一つの問題
は、投票率であります。

全国平均は、48・80%で前回比5・90ポイント減、戦後2

番目に低い投票率です。福山市は、広島県内自治体の中でワースト 3 位の 42・60%で前回比 3・74 ポイント減という状況です。

とりわけ、18 歳 19 歳の若齢層は、総務省の抽出調査で

31・33%、前回の全数調査から 15・45 ポイント減であります。

今闘われる選挙は、将来の国や地方自治体の在り方を左右するものであり、若い人たちの生活に直接かかわります。

今回の投票状況をどのように認識されているのか、また、若い人たちの投票率向上に、どのような方策が必要であるとお考えか、ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、投票率についてであります。全国的に今回の投票率が低かったのは、政治離れの傾向のなか、選挙の争点が明確化しなかったことなど様々な要因が指摘されています。

本市においても、特に若年層を中心に有権者の政治離れが進んでいるものと考えています。

そのため、選挙管理委員会では、福山市明るい選挙推進協議会等と連携・協力し、各種イベントでの

積極的な選挙啓発や模擬投票などの選挙出前講座を実施しています。

加えて、主権者教育にも力を入れるなど、若年層の意識を高めてまいりたいと考えています。

村井あけみ市議：次に、高齢者の参政権の保障問題であります。

現在、介護度5の高齢者は郵便投票ができますが、これでは、高齢者の参政権を保障するには不十分です。

政治参加の意思を持ちながら、歩行が安定しない、体がふらつくなどで投票所まで行けないという方が、少なからずあります。

国に対しては、在宅投票の対象を広げることを強く求めるとともに、福山市として、高齢者の参政権の保障をどのように進めるのか、今後の方策をお示してください。以上それぞれにご回答ください。

市長答弁：次に、高齢者の参政権についてであります。郵便等投票制度の対象拡大につきましては、本市が加入する全国市区選挙管理委員会連合会より、国に対して要請しています。

また、投票所への車椅子の配備や簡易スロープ配

置によるバリアフリー化などにこれまでも取り組んでおり、引き続き、高齢者の方の投票しやすい環境の整備に努めて参ります。

②福山市公共施設等サービス再構築基本方針について

村井あけみ市議：福山市は、この度、公共施設等サービス再構築基本計画に取り掛かり、９月２日、行財政改革特別委員会で基本方針（案）が報告されました。

これは、２０１８年２月に発せられた総務省自治財政局からの事務連絡文書「公共施設等総合管理計画の策定にあたって指針の改訂について」等を踏まえて行ったとのことであります。

内容は、２０１６年度から２０４５年度までの３０年間で、公共施設の総床面積を２０％、インフラ施設については約４１００億円のトータルコストの縮減を目標としています。

この計画は、これまでのような自治体による個別、施設ごとの統廃合、更新にとどまらず、公共施設などを中長期的な視野に立って全面的に見直し、総量削減、経費抑制を前提に国主導で推進していくものです。

このような計画推進の在り方を、どのように受け止めているのか、お示しください。また、改定前の基本方針では、数値目標は設定さ

れておりませんでした。現在、９９・８％の自治体で当計画が策定されているとのことですが、全国的な数値目標の設定状況についてお示してください。

次に、福山市は今日まで平成の大合併で４町を編入し、面積は約３６２平方キロメートルから、約５１８平方キロメートルとなり、合併前の１・４３倍になりました。市域が広くなったにもかかわらず、公共施設の統廃合や自治体職員の削減を進めてきました。このため、住民サービスの後退や周辺地域の疲弊が引き起こされています。

まず、合併後の現状把握や総括を明らかにするべきであるにもかかわらず、引き続き連携中枢都市圏構想が打ち上げられ、さらに、この度の、目標に沿って公共施設の２０％、インフラ施設のトータルコストの縮減が行われれば、今後の福山市や備後圏域はどのような状況となると認識しておられるのでしょうか。

ご所見をお示してください。

次に、公共施設の縮減は、用途区分毎に２０％を縮減することになるのか、トータル面積で２０％を縮減することになるのか、その

具体をお示しください。

福山市の公共施設の現況について、用途区分別保有数量を見ると、幼稚園、小学校、中学校、大学などの「学校教育」の区分が68・6万キロ㎡、44.8%で最も多い状況です。

そのため、学校教育施設が削減のターゲットとされることを懸念するものです。

当計画と、福山市学校規模学校配置の適正化計画は、どのような関係や関連があるのか、お示しください。

福山市は、総務省の誘導策に従うのではなく、どのような施設も、市民、地域住民と共に十分な話し合いを行い、合意を形成し、方向性を決めるべきであります。そのためにも、数値目標に基づく公共施設の削減や統廃合を止めることを求めるものです。ご所見をお示しください。

さらに、総務省は公共施設の管理運営に、PPP／PFI方式を導入し、民間団体に管理運営を委託する方向を優先して討議することも打ち出しています。

民間への管理委託でスケールメリットを生み出す要素には、人件費の削減が多くを占めると推察されますが、公的施設でありながら、非正規労働者や低賃金の労働者を生み出すこととなりかねません。

また、大規模施設の外部委託は、大企業への仕事提供の側面を持っています。

自治体機能を後退させることなく、ごみの処理や図書館の管理運営、水道事業や下水道事業等、本来自治体が担うべき業務については直営を貫くべきであります。公共施設の管理計画は、「住民自治」の基本に立ち返ることを強く求めるものです。以上の諸点について、ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、福山市公共施設等サービス再構築基本方針についてであります。

まず、計画推進の在り方についてです。本方針は、本市としても、人口減少や施設の老朽化等が進む中で、公共施設等による市民サービスを維持していくために必要な取組と考えています。

次に、全国の数値目標の設定状況であります。

2019 年(平成 31 年)3 月末現在で、全国の策定済み

の団体のうち、市町村の約 54%、中核市では約 65% が数値目標を設定しています。

また、本方針は、市民に必要な公共施設等のサービスが維持され、持続可能なまちづくりにつなげていくことを目的とするものであり、同様に取り組を進める備後圏域の各市町とも連携を図ってまいります。

公共施設の縮減の具体についてですが、20%の縮減目標は、本市全体の公共施設についてお示ししているものであり、施設の用途区分ごとの目標ではありません。

次に、本方針と福山市学校規模・学校配置の適正化計画との関係についてです。

本適正化計画は、児童・生徒数の減少が進む中、子ども達の適切な教育環境を整備するものであり、社会の変化に柔軟に対応し、最適な公共サービスを提供するという観点から、本方針の考え方に沿うものであります。

公共施設の再整備に当たりましては、これまでと同様に、住民の方々や関係者と十分に話し合い、理解を得ながら進んで参ります。

次に、公共施設の管理運営については、これまで同様、行政責任をしっかりと果たしながら、公と民との役割分担を明確にし、指定管理者制度や民間委託などの、民間活力の導入を進めることにより、より一層、効率的・効果的な行政サービスの提供に努めてまいります。

２、医療費助成制度について

① 子ども医療費助成制度の拡充について

村井あけみ市議： 今年度から福山市は、子ども医療費助成制度の対象年齢を入通院ともに中学卒業まで拡充しました。「とても助かる」と、多くの保護者が喜んでいます。制度拡充から半年ですが、どのように評価されているのか、お答え下さい。

本市の制度は、一部負担金があるため、子どもの人数が増えるほど医療費負担が増えます。また、所得制限もあり、一部の子ども達が当制度を利用できません。

依然として、一部負担金や所得制限撤廃を求める声は根強くあり、この声に応えるべきです。

また、一部負担金と所得制限を撤廃した場合の所要額をそれぞれお示し下さい。

先日開催された議会報告会では、「子どもの権利条約での子どもの定義は 18 歳未満です。高校卒業まで医療費助成対象を拡大して欲しい」との意見が寄せられました。

本年 7 月現在、全国で高校卒業までを対象としている市町村は、通院は 5 4 1、入院は 1082 にのぼります。医療費助成は子育て施策の重要な柱の一つです。対象年齢の拡充を求めます。以上それぞれについてのご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、子ども医療費助成制度についてであります。

まず、制度拡充に対する評価についてです。2017 年度(平成 29 年度)に実施した「子どもの生活に関する実態調査」結果において、生活困窮層における医療の受診抑制の課題が浮き彫りになりました。

制度の拡充により、子どもの貧困対策として意味があるものと考えています。また、昨年度実施した。

「子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」においても、子育て家庭の経済的支援として要望の高かった項目であり、それに応えるものと考えています。

次に、一部負担金と所得制限を撤廃した場合の所要額についてです。

一部負担金については、年度中途であり、月ごとの変動も大きいこと、また、所得制限については、推計人数が算出できないことから、いずれもお示しすることができません。

子どもの医療費助成制度の、更なる拡充については、考えていません。

② 妊産婦医療費助成制度の創設について

村井あけみ市議：「共働き子育てしやすい街ランキング全国１位」になった栃木県宇都宮市では、様々な子育て支援を実施しています。

例えば、病気の早期発見・治療を促し、妊産婦の健康増進をはかることを目的に妊産婦医療費助成を実施しています。対象期間は、妊娠の届け出が受理された月から、出産後２ヶ月までで、１医療機関の自己負担を月額５００円までとしています。その補助は県と市が担っているとの事ですが、切迫早産など治療費がかさむ妊婦にとって医療費助成はとても助かっているとのことです。本市も広島県と協力して、妊産婦医療費助成を実施することと求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、妊産婦医療費助成制度についてであります。本市におきましては、妊婦に対して、妊婦健診や妊婦歯科健診を行っており、産婦に対しては、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、産後ヘルパー派遣事業を実施し、妊産婦の病気の早期発見や健康増進、また、経済的負担の軽減を図ってい

るところです。

妊産婦の医療に対する市独自の助成制度の創設
は考えていません。

③ 産後ケア事業の拡充について

村井あけみ市議：宇都宮市では、産婦健診で産後うつの疑いがあると判定された人などを対象に、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を行っています。内容は宿泊・通所・訪問のケア事業で、利用期間は産後4ヶ月以内との事です。

福山市の場合は宿泊型や日帰り型の利用期間は出産日から2ヶ月、ヘルパー派遣事業は4ヶ月です。

産後期の母親は精神的に不安定になりやすく、産後うつの発症リスクが高まるとされています。

子育ての不安を解消し、母親の心身の安定や、子ども健やかな育ちを支援するために、福山市も対象期間の拡大を行うことを求めます。以上について、お答え下さい。

市長答弁：次に、産後ケア事業についてであります。

す。産後ケア事業は、退院直後の母子に対して、授乳や育児技術の指導、育児相談等の専門的な心身のケアやサポートを行う事業です。

本市では、産後に家族等から支援を受けられない人のうち、心身の不調や育児に不安のある人を対象として、宿泊または通所で実施しています。

さらに、生後4か月までのこんにちは赤ちゃん訪問や、産科医療機関からの連絡により、産後うつが疑われる場合は、保健師が継続して支援しているところです。産後ケア事業の対象期間については、産婦アンケートで、退院直後から2か月頃までの不安が強かったことや2か月を過ぎると、子どもの予防接種等で外出する機会が増え、「あのね」などの相談窓口等が利用しやすくなることから2か月と設定しているところです。

（３）動物愛護行政について

村井あけみ市議：2019年6月動物愛護法が改正されました。

主な内容として、ブリーダーや繁殖業者にマイクロチップ装着と登録を義務付け、一般の飼い主は努力義務を課す。

動物虐待罪について、ペットの殺傷に対する罰則を現行の「２年以下の懲役または２００万円以下の罰金」から「５年以下の懲役または５００万円以下の罰金」に厳罰化。

生後５６日（８週間）以下の犬や猫の販売を禁止する。などが定められました。

その他に、周辺的生活環境が損なわれている事態が生じていると認める時は、その事態の改善に必要な指導、助言、報告の徴収、及び立ち入り検査ができるなど、不適正飼養に係る都道府県知事による指導等が拡充されました。

また、犬または猫の所有者は、適正飼養が困難となる恐れがあると認める場合は、その繁殖防止のため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならないと、繁殖制限を義務化しました。

今回の法改正により、多頭飼育崩壊などを未然に防ぐことや動物虐待防止に対する取り組みが前進することを期待するものです。

そこで、福山市に於けるいくつかの問題について、お尋ねいたします。

福山市動物愛護センターは、近年、犬猫殺処分ゼロを目指す取り組みを進め、譲渡活動に力を尽くし、保護犬猫の愛護団体やボランティアへの譲渡も進めてきたところです。

しかし、その後について、各愛護団体やボランティアの方からは、特に成犬や元野犬の譲渡が進みにくく、各施設が慢性的な満杯状態が続いているとのことであります。

また、病気や負傷した犬猫の治療費や、むやみに繁殖させないための不妊・去勢にかかる費用の負担に苦しんでいます。

まず、動物愛護センターの施設を拡充し、収容数を抜本的に増やすことを求めるものです。

そして、野犬の積極的な保護を進め、野犬ゼロも実現することを求めるものです。

動物愛護センターでは、地域猫について不妊・去勢に取り組んでいるところですが、その範囲を広げ、愛護団体やボランティアの保

護犬についても不妊・去勢に取り組むこと、あるいは、助成制度を創設することを求めるものです。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、同法の改正では、動物行政を担う地方公共団体における動物愛護管理担当職員を拡充するとともに、動物愛護推進員の委嘱を努力義務としました。福山市に於ける、職員増員計画や取り組みの具体をお示してください。

次に、動物愛護行政についてであります。まず、動物愛護センターでは、収容した犬猫について、適切な管理を行っており、施設の拡充については、現時点において考えていません。

次に、野犬の積極的な保護についてであります。野犬の保護については、愛護センター職員が現地に出向き、直接保護活動を行うほか、周辺住民の方にご協力をいただき、保護機を設置しています。

また、市民に対しては、無責任にえさを与えたりすることで、野犬を増やさないよう、周知啓発を行

っています。

次に、保護した犬の不妊去勢手術についてであります。

現在、愛護センターに保護した犬の譲渡を行う場合は、譲渡先である愛護団体やボランティアの方に不妊去勢手術の必要性などについて説明し、理解をいただいた上で、譲渡を行っています。保護した犬の不妊去勢手術の助成等については考えていません。

次に、動物愛護センターの職員体制等についてであります。

現在、愛護センターには、獣医師、技術員、動物看護師を配置し、それぞれの持つ専門性や経験を活かし、動物愛護業務にあたっています。

また、動物愛護推進員を委嘱し、犬猫の譲渡や適正飼養について、必要な助言等をしていただき、本市動物愛護行政をサポートしていただいています。

4、福山駅周辺の開発について

村井あけみ市議：福山市は、福山城の背景の景観保全を目的に、福山駅北側35ヘクタールを景観地区として都市計画決定し、高さ規制を行うとしています。

すでに15メートルの高さ規制がある福山城公園一帯の風致地区31.7ヘクタールの東西に高さ23m以下とする内エリア約19ヘクタール、その外側に高さ31メートル以下とする外エリア

約16ヘクタールを設定し、お城の眺望を確保するとのことであります。

ところが、JR西日本と福山市は、市有地とJR所有地を交換し、駅北側広場西側に6階建てのホテル、東側に5階建ての立体駐車場を建設することを予定しています。

これらの建物が出来上がれば、お城周辺の空間が失われ、東側からの眺望は阻害され、地面から反り上がる石垣の稜線は見通せなくなってしまう。

高さ制限の効果を打ち消すほどの景観破壊を生じかねません。

さらに、ＪＲ西日本は新たに建設するビルとサンステを一体化し、福山駅に南北の通路を設置するということであり、市長は高い期待を示されました。

現在、ＪＲ駅舎の南北への通過は、駅舎内の平面空間を移動していますが、新たな南北の通路はどこに、どのような形で設置されると想定しているのか、お示してください。

駅南側については、経済活動への影響を踏まえ、制限しない方針であります。今後、駅南側では、民間事業者が、新たなビルを建設することを計画しています。

新聞報道では、旧キャスパと、と～ぶホテルビルの２棟を解体して、複合商業施設３棟を跡地に建設するとのことで、北棟は２２階建てで５階以上をマンションとし、中棟は１０階建て、南棟は１３階建てとし、３つの棟は１、２階の商業施設でつながるとのことです。

新ビルは、「駅に面した北棟には、巨大な三角形の入り口と階段を設け、駅利用者の出入りを促す」としています。

その他にも、駅南側にマンションが建設中であり、現在でも駅南

側からはお城がほとんど見られませんが、一層、高層ビルに埋もれてしまい、お城の存在すら、薄れてしまいます。これらの開発で、福山駅周辺は、どのような景観となるのか、全容がつかめません。

枝広市長は、就任以来、福山駅前再生協議会などを通し、福山駅前のコンセプトや再生の方向性について議論を重ね、再生ビジョンではイメージ図が描かれたところであります。そのイメージ図の中心には、福山城が高くそびえ、駅前の空間広場には緑や花があふれています。

市民の意見が取り入れられた再生ビジョンのイメージ図や福山市景観計画がある中、福山駅前で今後計画される個々の事業に対する市民の合意形成はどのようにされるのかお示してください。また、現在伏見町は、市街地再開発準備組合を解散し、リノベーションによるまちづくりを進めていますが、三之丸地区の再開発を受けて、新たな再開発の計画が起こされるのかどうか、お示してください。以上それぞれについて、ご回答ください。

市長答弁：次に、福山駅周辺の開発についてです。

まず、本年、2019年(令和元年)7月8日に本市とJR西日本が、締結した「福山駅北口広場の整備等に

関する協定書」に基づき、福山駅前周辺と北口広場の南北交流軸の形成に向け、今後、JR 西日本とその具体について協議していくこととしています。

次に、駅前再生の事業に対する市民の合意形成についてであります。

駅前再生ビジョンは、行政、市民、民間事業者が駅前再生の方向性を共有するものとして福山駅前再生協議会において官民連携で議論し、パブリックコメントなどにより市民の意見も伺いながら策定いたしました。

駅前再生にかかる公共事業については、市民の合意形成を図りながら、取り組んでいきます。

また、民間事業に対しては、駅前再生ビジョンの考え方を共有するよう、理解と協力を求めています。

特に、旧キャスパなどエリア価値に影響を及ぼす大型事業を行う施行者に対しては、市民の意見が取

り入れられた駅前再生ビジョンや景観計画の内容
に則した事業とされるよう、要請しているところで
あります。

次に、新たな再開発の計画についてであります。
現在、伏見町内での市街地再開発事業の具体的な動
きはありませんが、リノベーションまちづくりによ
って次々に店舗がオープンすることにより、再生の
兆しが見え始めているところであります。

5、商工行政について

①リムふくやまの今後のあり方について

村井あけみ市議：9月3日の本会議において、西町の商業施設、リムふくやまに関する損害賠償に係る専決処分の報告がありました。

内容は、2019年7月9日の午前10時頃、漏水事故が発生し、36万4343円分の家電製品が損傷したため賠償するというものです。

同ビルは大和情報サービスへ管理運営を委託していますが、同社に対しては、設備を最良に保ち、故障を予防するため、毎月、税抜きで1556万円余もの高額な管理費を支払っています。

それにも関わらず、このような事故が発生したことは極めて遺憾です。

本会議では「施設の日々の点検では、漏水箇所の特定には至らなかった」とのことで、建物の老朽化が深刻なレベルで進行していることが思料されます。「様々なリスクが発生している」との答弁がありました。詳細な内容をお答えください。

わが党は同ビルについて、老朽化の進行だけでなく、空きテナントが多く、維持管理費など経費が高額であるため、6月議会では、減築や閉鎖リノベーションではなく、解体し売却することを求めてきました。

仮に解体・売却した際には、解体費が約30億円程度、売却益が10～15億円程度と、大まかな概算しか示されていません。

しかし、このような巨大施設の解体には、設計図面だけでなく、竣工図面や現場の施行状況の確認など、詳細な調査をしなければ見積額は算定できないと言われています。

解体のための詳細な見積もりを早急に行うべきですが、お答えください。

同館は、テナントをサブリース（転貸）していますが、国は今後、住宅のサブリースについて規制する新法制定を検討していると報じられています。

サブリースや再委託、再々委託を繰り返して商業施設を運営する

こと自体、自治体として行うべきはありません。

市長は、今後について「あるべき機能の検討や費用対効果の詳細な比較などを行い、今年度中には方向性を出す」と答弁しました。

大和情報サービスとの契約は、２０２３年４月２４日までですが、２０２０年４月２５日以降に解約できることになっており、それらを踏まえれば、少なくとも今年中には明確な方向性を出すべきです。

旧そごうから同館を購入したことにとどまらず、多額の経費を投入して運営し続けることは政策判断の誤りです。従業員らの雇用確保を検討する仕組みを整え、すみやかに解体し売却することを求めます。 以上についてお答え下さい。

市長答弁: 次に、エフピコリムについてであります。

エフピコリムにおいては、建物や設備の経年劣化により、外壁のひび割れ、漏水、照明の不点灯や空調機能の低下などが発生しています。

今後については、昨年度行った再生手法に関する

調査結果を踏まえ、福山駅前再生の取組と連動し、
あるべき機能の検討や費用対効果の詳細な比較を
行い、方向性を出してまいります。

6、農林水産行政について

①農薬問題と学校給食への安全な食材提供について

村井あけみ市議： 1990年初頭、ヨーロッパ諸国でミツバチの大量失踪が問題になり、その後の研究で、2012年に、蜂の大量失踪はネオニコチノイド系農薬が主原因だとわかってきました。（以後、ネオニコ農薬と呼びます）

ネオニコ農薬は、有機リン系に代わる農薬として90年代に開発された殺虫剤で、虫にはよく効くが、人には安全。無臭・無色で環境保全型であると宣伝されてきましたが、①浸透性が強く、散布されると、根、葉、茎、果実に浸透し、洗っても落ちない

②地中に長期に残留し、河川の汚染を引き起こす③神経伝達物質アセチルコリンの受容体に結合しアセチルコリンを介した神経伝達をかく乱する神経毒性がある。という危険な特徴があります。

ネオニコ農薬は、ハチだけでなく昆虫、両生類、鳥など生態系への悪影響が確認されています。

人体への影響、とりわけ子どもへの影響が懸念されます。

近年、自閉症、注意欠如多動症（ADHD）など発達障害が急増して

おり、社会問題となっています。従来、発達障害は遺伝要因が大きいと言われてきましたが、膨大な遺伝子研究が行われた結果、遺伝要因よりも環境要因が大きいことが明らかとなってきました。

環境要因は多様ですが、なかでも農薬など環境化学物質の曝露が疑われています。

2010 年頃から、有機リン系農薬（OP）曝露が発達障害のリスクを上げることが示す論文が多数発表され、2012 年、米国の小児科学会は“農薬曝露は子どもに発達障害、脳腫瘍などの健康被害を起こす”と公的に警告しました。

神経毒性は、ヒトを含む多くの動物の神経細胞にあるニコチン性アセチルコリン受容体に結びつき、正常な神経伝達を乱します。

EU は、神経毒性について、人の神経発達障害と関連する可能性を公式発表しましたが、ADHD や自閉症との関連も懸念されています。

日本でも、今年 6 月 12 日、環境化学討論会の口頭発表で、北海道大学の研究チームから、母親が食べ物から摂取したネオニコ農薬

は、胎盤を通り抜けて、胎児にも移行することが報告されました。

海外ではネオニコ農薬使用の厳しい規制が行われ、EU は 2018 年 4 月、5 種中 3 種について屋外使用を禁止、フランス、オランダも全面禁止、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、ブラジル、韓国、台湾などでも品目により、使用規制や禁止が行われています。

ところが、日本では、ホウレンソウで 3 ppm から 40 ppm へ、春菊とレタスで 5 ppm から 10 ppm へ、イチゴは 3ppm で EU の 60 倍、お茶の 30ppm にいたっては EU の 600 倍に変更されるなど、残留基準値は海外と比べて格段に緩くなり、現在、EU やアメリカなどで排斥されたネオニコ農薬が国内の水稻の虫害予防や除草剤として大量に販売されています。

市長はネオニコ農薬について、どのような知見、認識をお持ちでしょうか、ご所見をお示してください。

また、市内の農業者に対して、神経毒性を持つ農薬は使わず、減農薬農業の推奨を強めることを求めるものです。

特に、学校給食の食材は、有機栽培や減農薬栽培などの安全な野

菜の地産地消を進めることを求めるものです。

さらにＪＡと共同して調査・研究し、国に対し、ネオニコ農薬の規制強化や使用禁止を求めて下さい。

以上それぞれについて、ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、農薬問題についてであります。ネオニコチノイド系農薬とは、古くから殺虫剤として使用されているニコチンを元に、人など哺乳類に対する毒性を低減して開発された農薬であります。

これを含めて、農薬は、農薬取締法に基づき、国が審査し、安全性を確認されたものについて、使用基準を設けて、販売、使用を許可されています。また、本市では、地産地消推進運動の取組の中で、農薬の安全かつ適正な使用の技術指導や化学肥料・農薬の低減化など、環境保全型農業の推進に取り組んでいるところです。

学校給食で使用する食材は、食品衛生法などに基づき管理され市場に流通しているものです。

引き続き、新鮮な地場産物を使用しながら、安

心・安全な給食の提供に努めてまいります。

なお、国においては、農薬取締法の改正に伴い、人や環境への安全性を一層向上させるため、ネオニコチノイド系を含め、全ての農薬について、再評価を行う予定と聞いています。この結果を注視してまいります。

7、教育行政について、

①通級指導教室利用について

村井あけみ市議：福山市教育委員会は、来年度の保護者に対する就学説明会などの場で、現在、入学時から受け入れを行っている 1 年生からの情緒通級指導教室について「原則、2 年生以上とする」との説明を行いました。

通級指導教室は、言語と情緒通級指導教室の 2 種類があり、小・中学校の通常学級に在籍している軽度の障害のある子どもに対し、ほとんどの授業を通常学級で行いながら、障害による学習や生活上の困難を改善・克服することを目的として、通級による指導を行う場です。

通常学級に在籍しながら、週一回程度の通級指導で、就学前の療育が引き継がれ、小学校に入学したばかりの子どもや保護者にとって安心の場となってきました。

今回の方針に対し、保護者らから「情緒通級指導教室の対象から

小学1年生を除外しないことを求める要望」が2518人分の署名とともに提出されました。

ある保護者は「これまで療育で土台をしっかりと作ってきたのに入学と同時に支援が途切れることは不安で仕方ない」と切実な思いを話していました。

また、通級に子どもを通わせた経験のある別の保護者は「小学校へ入学する時が最も不安が強かったが、親子で支援をしてもらい救われた」「多くの保護者が通級に救われたが、これを1年生からなくすのは、子育て不安を取り除くことにはならない」と話していました。

2518人分の署名には、このような保護者の思いが込められています。署名をどのように受け止めたのかお答えください。

また、1年生を除外し2年生からの実施とする理由、及び方針はどのような経過、議論で出てきたのか、お答えください。

さらに経費の削減額があれば、その金額をお答えください。

文科省が作成した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」には、教育委員会に対して「学習面又は行動面で著しい困難を示すとされ

た児童生徒に対しては、特に、早期からの対応が必要であり、そのための取組が求められる」と指示しています。

さらに、同省の「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」とする通知には、「市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要である」としています。

本市のこれまでの通級指導教室は、幼稚園や保育所から小学校へ、保護者と小学校の教員、あるいは関係機関と連携するなど、文字通り、早期に一貫した支援が行われ、学校側も安心して子どもを迎え

入れる準備をすることができました。

ところが今回の方針は、これまでの「安心して子育てができる」環境を壊すものであり、子育て支援の後退そのものです。

このような方針は撤回すべきです。

来年度も情緒通級指導教室は 1 年生から利用できるよう、現行制度を継続することを求めます。以上についてご所見をお示し下さい。

教育長答弁：教育行政について、お答えします。

始めに、通級指導教室利用に係る署名の受け止めについてです。

署名でいただいた声に応えるべく、これまで、各学校では、子どもたちが、多様性を認め合いながら学ぶことができるよう授業を中心に取り組んでいます。

次に、実施に向けた経過、議論についてです。現在、支援が必要な子どもに対しては、「個別の指導計画」に基づき、子どもの実態や特性に応じた具体

的な支援について、保護者、教職員、医療や福祉等の関係機関と連携し、取り組んでいます。

このような取組を進めている中、学習・生活環境が大きく変化する小学校1年生での日々の学校生活の状況を見ながら、情緒通級指導教室の利用が必要かどうかを判断することが、より適切であるとの医師など専門家の意見を踏まえて決定しました。

しかしながら、1年生の学校生活において、子どもや保護者が、不安や困り感を持つことがあった場合、通級指導教室担当教諭が、思いを聴いたり、必要に応じて支援を行ったりします。

なお、実施に伴う経費の削減はありません。

次に、現行制度の継続についてですが、継続は考えておりません。